

<報道発表資料>

カテゴリー：県政一般

令和6年12月16日

**さいたま都市計画道路事業3・4・11号産業道路の
代執行について**

さいたま都市計画道路事業3・4・11号産業道路について、令和6年9月24日に起業者であるさいたま市（代表者さいたま市長）から埼玉県知事あて代執行請求書が提出され、同日付けで受領しました。

その後、県は移転義務者に対して9月25日に勧告、10月15日に戒告、12月6日に代執行令書を通知するとともに、物件を撤去して土地を明け渡すよう継続的に交渉しました。

しかし、現在まで土地明渡しが見込める状況にありません。については、土地収用法第102条の2第2項に基づき、下記のとおり代執行を実施します。

記**1 時期**

令和6年12月20日（金）午前10時

2 対象地及び支障物件

- ・ 対象地 さいたま市大宮区天沼町二丁目地内の土地
宅地 84.41平方メートル
- ・ 支障物件 店舗兼居宅 木造二階建1棟、工作物、動産

3 代執行請求書受領後の主な経緯

令和6年 9月24日（火） さいたま市から代執行請求書を受領

令和6年 9月25日（水） 移転義務者あて勧告書を通知

令和6年10月15日（火） 移転義務者あて戒告書を通知

（行政代執行法第3条第1項に基づく行政処分）

令和6年12月 6日（金） 移転義務者あて代執行令書を通知

（行政代執行法第3条第2項に基づく行政処分）

4 報道・記者の方へ

当日の取材については、別途お配りします「さいたま都市計画道路事業3・4・11号産業道路における代執行の取材について」をご参照下さい。